

研究ノート

日本における子育て支援施策の変遷 —「エンゼルプラン」から「子ども・子育てビジョン」まで—

田中麻里

(西九州大学子ども学部子ども学科)

(平成22年11月30日受理)

Transition of child care support measure in Japan —From “Angel plan” to “Child and child-nurturing vision”—

Mari TANAKA

(*Department of Children’s Studies, Nishikyusyu University*)

(Accepted November 30, 2010)

Abstract

In this text, the flow of the examination and execution was arranged the measure’s of child-nurturing support in Japan having corresponded to the situation in the background of the progress of the falling birthrate and the change in a child-nurturing environment, etc. and staring at the future.

Does the measure : from 1995 to 2010 “Work life balance” and “Society that assisted in the child and bringing up a child” achieved, were examined from, “Coexisting support” to “Next generation promotion support” by the society, and it was enacted from low birthrate problem to “Coexisting support” of work and housework and the child care.

Enhancement that examines of the long-term, child-nurturing support measure by the comprehensible politics that might not be blurred and the policy, executes, and is further is requested from all the people in modern Japan to develop children who are the supporters in tomorrow’s society healthily.

Key words : Childcare Support 子育て支援
Coexisting support 両立支援
Family support 家族支援
Cooperation 連携

1. はじめに

「子育て」それは、いつの時代においても行われ、子孫繁栄のための大切な営みである。近年の日本において、「少子化」が重要な問題と政府が明言し、2003年に制定された少子化社会対策基本法に基づいて少子化対策大綱が2004年にまとめられた。これを契機に「子育て支援」という社会的動きが起こり、国民の少子化問題と子育て支援に対する意識が高まり、現在に至っている。

本稿では、日本における子育ての営みが、少子化の進行によって、家庭によるものから社会全体で担う子育て支援政策へと転換していった背景や施策の特徴および内容に関する変遷を整理する。そのうえで、現代の子育て支援施策の問題点や課題を検討していく。

2. 子育ての現状と支援

1) 子育てによる負担

第二次世界大戦後、子育ては実母だけによって行われることが望ましいと想定された時期があり、その後女性は結婚や出産による退職が多いことから年齢別の女性就労率がM字型のカーブを描くようになった（いわゆるM字型就労）。その結果、現代では0歳児の96%は家庭で保育されている¹²⁾。しかし、育児責任が母親だけによって行われている現象は、ここ数十年間に見られるものであり、そのなかで孤立した母子による問題が指摘されるようになった。孤立にまでは至らなくても専業主婦の方が仕事を持つ主婦よりも育児によるストレスや不安が高いという調査結果も多く出ている。就労を望む母親へのさまざまな支援と仕事を持たない母親のストレスや孤立に配慮した支援が必要である。

2) 社会に開かれた子育ては、親の成長につながる

子育てが社会に開かれていくれば、母親の負担は軽減されたうえ、子どもは早期から社会の中で多くの体験を積み重ねることができる。少子化によって、事前の体験として子どもとのかかわりがないまま、子育てに直面する親にとって、自分の子どもとゆとりをもって接することはかなり困難な状況とも言える。さまざまな子育て支援活動に、参加することで、親たちは自分の子どもだけではなく、他の子どものかかわりが増え、子育ての社会的活動の輪が広がって

いく。子育てを行う親たち自身による育児サークルや行政、NPO、専門家による支援ネットワークの仕組みは、現代の子育てに重要なものとなっている。

3) 子どもが育つ現状

現代社会において家族とは何かを問われると、その定義は多様化し、考え方も様々である。家族は日常的に身近な集団であるために、家庭内の問題を時に客観的にとらえることが難しい場合がある。しかしながら、子どもに問題が生じた場合、その原因を安易に家庭環境や親子関係あるいは家族関係に結びつけることはできないだろう。

子どもはどのように育つんだろうか。多くの場合、子どもは父親と母親の両親のもとで、家庭という環境で生まれ、親の愛情と慈しみを受け、様々な危険な状況から守られると同時に、社会に巣立つ人間としてしつけられる。そして、その家庭をサポートするのが、祖父母等の親族、および地域である。子どもが大きくなるにつれて、子どもの活動の範囲が広がり、近隣や地域の人々に支えられ、助けられながら、子どもたちは健全に育っていく。子どもたちは、このような安全で安心できる場で、生きていくために必要な日常生活能力のほかに、他者への思いやり等の社会性や忍耐力が養われ、心身がバランスよく育つのである。

しかしながら、現代では、子どもの健全な発育が必ずしも保障されているとは言い難い。

核家族化の進行やきょうだい数の減少のために、他者とコミュニケーションする機会が減少し、人の話を聞く、人と話す等の「コミュニケーション力」が低下している。また、以前の日本社会にあった「目上の者に対して敬意を示す」、「弱い者をいじめない」等、人が生きていく上で持つべき精神性を育てる社会的規範が崩壊し、子どもの道徳心が欠如している。さらに、後述するように、子育ての中心的な担い手である親の意識の変化によって、家庭が子育て環境として機能せず、子どもの発育が阻害される事態も生じている。

4) 家庭の弱体化

近年のひとり親家庭や再婚家庭の増加にみられるように、両親と子どもからなる従来型の固定化した家族形態が変化し、さらに近隣や社会が家庭を支えられなくなっている。それに伴って、家族機能がうまくいかなくなり、離婚や家庭内暴力、児童虐待の

増加にみられるように、子どもが育つ環境である家庭の崩壊といった問題が増えてきている。

離婚件数は若年層で増加傾向にあり、その背景は親となる人間の価値観の変化がある。その世代は、経済が成長し物が豊かになるなかで、便利な製品や娯楽商品の登場によって、生活の利便性や娯楽性を追及してきた。そして、満足感を得るための手段として、“物”へと関心を向け、欲しい物を手に入るこに熱中してきた世代である。その結果、これら物中心の生活をすることで他者との関係が希薄になり、コミュニケーションがうまくできないまま現在に到っている。つまり、裕福さによる物に偏重した生活のために、社会性とコミュニケーション能力が育っていない者が親となっている現状がある。同様に、給食費や保育料を払わない親、モンスターペアレントと呼ばれる非常識な親の出現に見られるように、責任感や規範意識の希薄な親が増加しつつある。

また、親になる以前の男女の、子どもに対する意識の変化や性意識の変化がある。例えば、結婚傾向では、多くの人が恋愛結婚を望み、婚前交渉が当たり前となり、その結果の「出来ちゃった結婚」によって、親になることへの心構えがないままに親となっている場合もある。

さらに、従来は、子育ての心の技術である、父親と母親としての役割を理解し子どもを慈しむ行動としつけをする能力が世代から世代へと伝承されると信じられていたが、現実は必ずしもそうなっていない。

このように、子どもの母親と父親である以前に自分の欲求を優先して考える、他者とうまく関係をとることができない、子どもを守ることができないといった社会的に未熟な親が増えている。核家族が主流となるなかで、このような未熟な親は、親族や近隣等の周囲の人に支援を求められずに孤立して子育てがうまくできず、児童虐待や家庭内暴力へつながる例が多い。また、そこまで深刻な事態が到らなくても、親の対人関係能力の乏しさによって、子どもが社会性や社会的規範を身につけられないという負の連鎖がみられる。

5) 子育ての問題の早期発見の必要性

児童虐待や障がいをもつなどの場合、専門家による支援は重要である。これらの問題は保護者だけによるものではなく、保育者、教育者などの子育て支援に携わる支援スタッフによって発見されることも多い。

い。これらの場合の子育ては家族以外の他者による支援は欠かすことができない。家庭での育児を選択した場合でも、育児サークルや一時保育制度などの利用によって、子育て家族の孤立を防ぐことは必須といえる。

さまざまな子育て支援を実施することが必要であることは言うまでもないが、子育て支援の存在を周知し、くわえて経済的な負担を軽減するなど、制度を利用しやすくすることが必要である。さらに、親子が支援を受けるためなく支援に参画し、よりよい政策作りを行うことが理想とされる。

また、地域社会全体で親と子どもを育てるという、親育てを視野に入れた子育て支援を綿密に計画する必要がある。また、親の予備軍である青少年に対して、公教育の場で、性や命の大切さや具体的な避妊法を発達に応じて段階的に学習する性教育や、幼い子どもの世話をする機会を通して子育てやコミュニケーションスキルを学習する体験が必要とされる。つまり、親となるべき世代のコミュニケーション力を高めるとともに、性教育から出産・育児までをひとつつながりとしてとらえる教育プログラムを、義務教育に組み込む段階に来ているのではないだろうか。

6) 子育て環境への影響

親の意識の変化や精神的な未熟さによって、家庭が子育て環境として適切に機能していないことがある。

親の精神的未熟さのほかに、家庭を取り巻く地域や身近な周囲の支えの弱さによって、家庭内にトラブルが起こりやすく、家庭が崩壊しやすい傾向にある。離婚率が増加し、近年急激にDVや虐待が増えているのは前述した通りである。

家庭を取り巻く地域では、経済成長とともに地方から都市へ人が移動し、三世帯家族から核家族になり、隣近所のつながりが消失している。そのため、地域の自助作用としての機能が働かなくなっている。

このような現状に対し、地域共同体の機能回復を目指す概念として、地域福祉がある。新しい“地域”的確立は、地域の機能をつくっていくのである。

3. 日本における子育て支援施策の現状

1) 子育て支援の現状

戦後65年を経過した現在、社会の構造が大きく変化し、私たちの生活とその意識も変化しているにも

かかわらず、社会のしくみにほとんど変化がなく、社会全体が機能不全を起こしている。そのため、子どもを取り巻く環境もますます悪化し、多くの親が子どもを生み育てることに不安を感じている。従来の子育て支援では、親の子育て不安を解消するのが困難となっており、この現状を開拓するために国はさまざまな施策を講じてきた。

2) 子育て支援に関する施策

- ①1995年～2002年：少子化問題から仕事と家事・育児の「両立支援」へ

1980年代以降、学力低下、非行、いじめ等が社会問題化してきたが、1990年代に入り、1.57ショックと名付けられた戦後最低の合計特殊出生率が象徴するように少子化社会が到来し、子どものさまざまな問題に加えて虐待の増加により養育低下の問題が顕著になってきた。

そこで、国は表1に示すような施策を講じてきた。1995（平成7）年「今後の子育て支援のための施策の基本的方向」として「エンゼルプラン」を、さらに1999（平成11）年には、少子化対策の具体的実施計画として「新エンゼルプラン」を制定した。

表1. 子育て支援に関する主な施策（厚生労働省：次世代育成支援対策）

年	施 策	主 な 内 容
1995(平成7)	エンゼルプラン	子育て支援のための総合計画 5つの基本的方向： ①子育てと仕事の両立支援 ②家庭における子育て支援 ③子育てのための住宅及び生活環境整備 ④ゆとりある教育の実現と健全育成 ⑤子育てコストの軽減
1999(平成11)	少子化対策推進基本方針	
	新エンゼルプラン	重点的に推進すべき少子化対策の具体的な計画で、2000（平成12）年～2004（平成16）年の5ヵ年で計画 8つの具体的な内容： ①保育サービス等子育て支援サービスの充実 ②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 ③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正 ④母子保健医療体制の整備 ⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備 ⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現 ⑦教育に伴う経済的負担の軽減 ⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援
2001(平成13)	仕事と子育ての両立支援策の方針	子どもの幸せを第一に考え、保育、小児医療、教育等を十分に検討して実施するための5つの基本方針： ①両立ライフへの職業改革 ②待機児童ゼロ作戦 ③多様で良質な保育サービスを ④必要な地域すべてに放課後児童対策を ⑤地域こぞって子育てを
2002(平成14)	少子化対策プラスワン	少子化の流れを変えるため、少子化推進基本方針の下、少子化対策を推進する。子育てと仕事の両立支援に加え、4つの対策： ①男性を含めた働き方の見直し ②地域における子育て支援 ③社会保障における次世代支援 ④子どもの社会性の向上や自立の促進
2003(平成15)	次世代育成支援対策推進法	次世代の子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため（少子化対策）、自治体と企業が「行動計画」を策定し、雇用環境の整備、取り組みを行う。
	少子化社会対策基本法	少子化に対処するための施策で、地域における子育て支援体制の整備を行う。

その後2001（平成13）年、子どもの保育、教育、医療などを十分に検討、実施するため「仕事と子育ての両立支援策の5つの方針」をたてた。さらに、2002（平成14）年、少子化の流れを変えるため、子育てと仕事の両立支援に加え、男性含めた働き方の見直し、地域における子育て支援など4つの対策を掲げた。

「エンゼルプラン」、「新エンゼルプラン」、「仕事と子育ての両立支援策の5つの方針」が従来の家族支援と異なる点は、①支援対象者の拡大（母子家庭や障がい児のいる家庭だけでなく、子育てをしてい

る家族すべてを含むようになった）、②性別役割分業の問い合わせ（男性が稼ぎ手で女性が家事・育児という性別役割分業ではなく、既婚女性の就労継続と、既婚男性の家事・育児への参画を可能にする環境整備を目指すことになった）、③育児の担い手の見直し（育児を母親だけが家庭で行うものとせず、行政、企業、地域が育児を支援していく体制が必要と位置付けた）である⁷⁾。

②2002年～2005年 「両立支援」から社会による
「次世代育成支援」へ
1990年以降も出生率低下はとまらず、2001年の合

表1（つづき）

年	施策	主な内容
2004(平成16)	子ども・子育て応援プラン	少子化社会対策大綱に基づき、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、2005（平成17）年～2009（平成21）年の5年間に行う重点施策 4つの課題： ①若者の自立とたくましい子どもの育ち ②仕事と家庭の両立支援の働き方の見直し ③生命の大切さ、家庭の役割等の理解 ④子育ての新たな支え合いと連帯
2006(平成18)	新しい少子化対策について (報告書)	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方 社会全体の意識改革のための国民運動と子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の充実として、子どもの発達年齢別の子育て支援策の強化を決定した。
2009(平成21)	行動計画策定指針（改正）	次世代育成支援対策推進法に基づき改正され重点戦略として、就労と出産・子育ての二者択一解消のためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされた。
2010(平成22)	子ども・子育てビジョン	子どもと子育てを応援する社会の実現を目指した4政策・12施策 (1) 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ ①子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を ②意欲を持って就業と自立に向かえるように ③社会生活に必要なことを学ぶ機会を (2) 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ ④安心して妊娠・出産できるように ⑤誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように ⑥子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかるように ⑦ひとり親家庭の子どもが困らないように ⑧特に支援が必要な子どもが健やかに育つように (3) 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ ⑨子育て支援の拠点やネットワークの充実が図れるように ⑩子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように (4) 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現） ⑪働き方の見直しを ⑫仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

計特殊出生率は1.33となった。それまで少子化は未婚化と晩婚化が原因といわれていたが、1980年代後半から90年代前半に結婚した夫婦は、2人以上の子どもを持つ割合が減少していた¹³⁾。有配偶者の出生率低下は戦後初であった。そこで、少子化対策の見直しが行われ、2002（平成14）年「少子化対策プラスワン」が発表され、子育てについて両立支援にくわえて社会全体で取り組む支援とした。

2003（平成15）年から2004（平成16）年の2年間を「次世代育成支援対策」年とし、いくつかの子育て支援に関する法令の制定および改正を行った。「次世代育成支援」とは、国の少子化対策推進関係閣僚会議によると、「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援すること」とされている。

代表的な政策として、2003（平成15）年に制定された「次世代育成支援対策推進法」がある。この法律は、地方自治体や企業に「行動計画」の策定を義務付けたもので、5年毎に見直しが行われ、初年度は2005（平成17）年度から2009（平成21）年度までの5か年計画である。行動計画策定の基本的視点は、①子どもの視点、②次代の親づくりという視点、③サービス利用者の視点、④社会全体による支援の視点、⑤すべての子どもと家庭への支援の視点、⑥地域における社会資源の効果的な活用の視点、⑦サービスの質の視点、⑧地域特性の視点があり、子育て支援のための総合的な計画を意図している。また、行動計画の内容として、①地域における子育て支援、②母性並びに乳幼児の健康確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子育てを支援する生活環境の整備、⑤仕事と家庭の両立推進、⑥子どもの安全確保、⑦要保護児童への対応が挙げられる。

2004（平成16）年には、「少子化社会対策基本法」と「子ども・子育て応援プラン」が策定され、従来の保育事業中心の子育て支援から、若者の自立・教育、保育・地域を柱とした、幅広い子育て支援への拡充が図られている。すなわち、施策の推進が国民に実感できるように、①子どもを生み、育てることの意義、子どもや家庭の大切さについての理解を深める社会づくり（社会全般）、②自立した若者へとたくましく育つための環境づくり（若者の自立と教育）、③男女ともに子育ての責任を果たしつつ就業できる環境づくり（職場・働き方の見直し）、④どこでも必要なときに利用できる保育サービスの拡充

（保育）、⑤地域の子育て支援、深刻な児童虐待への適切な対応（子どもと子育てを大切にする社会づくり）等、幅広い計画をたて、子育ての新たな支え合いと連携を重点課題とし、地方自治体の「行動計画」に掲げられた目標に沿って進められている。

③2006年～2010年 「ワーク・ライフ・バランス」と「子ども・子育てを応援する社会」の実現へ
2009（平成21）年、次世代育成支援対策推進法に基づき、「行動計画策定指針」が全面改訂された。重点戦略として、就労と出産・子育ての二者択一解消のためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の両輪で進めていく必要があると示された。

そして、2010（平成22）年1月29日の閣議決定で、子どもと子育てを応援する社会の実現を目指した4政策、12施策「子ども・子育てビジョン」、((政策1)子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる、(政策2)妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ、(政策3)多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ、(政策4)男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ)が示され、子育ては、家族や親が担うものから社会全体で支えるという基本的かつより具体的な施策が挙げられた。

4. 日本における子育て支援施策の問題と課題

1) 子育て支援施策の問題点

先述した施策により、子育て支援の取り組みのための具体的な計画や実践が行われているが、次のような問題が指摘されている。

- ①子育て支援の必要性の高い家庭に支援が行き届いていない
- ②既存施設のサービスでは足りず、特に、虐待等の複雑な事例に対して単独の施設だけでは対応できない
- ③地域で育つ子どもとその親に対する支援がいまだ不足している

また、身近でいつでも気軽に相談できる機関や施設があり、実際に子育て上の問題を抱えていても、それを問題と認識しない親は自ら来談しないため、深刻な事態になることが多い。さらに、育児情報誌を始めとして、育児書、インターネット上のホーム

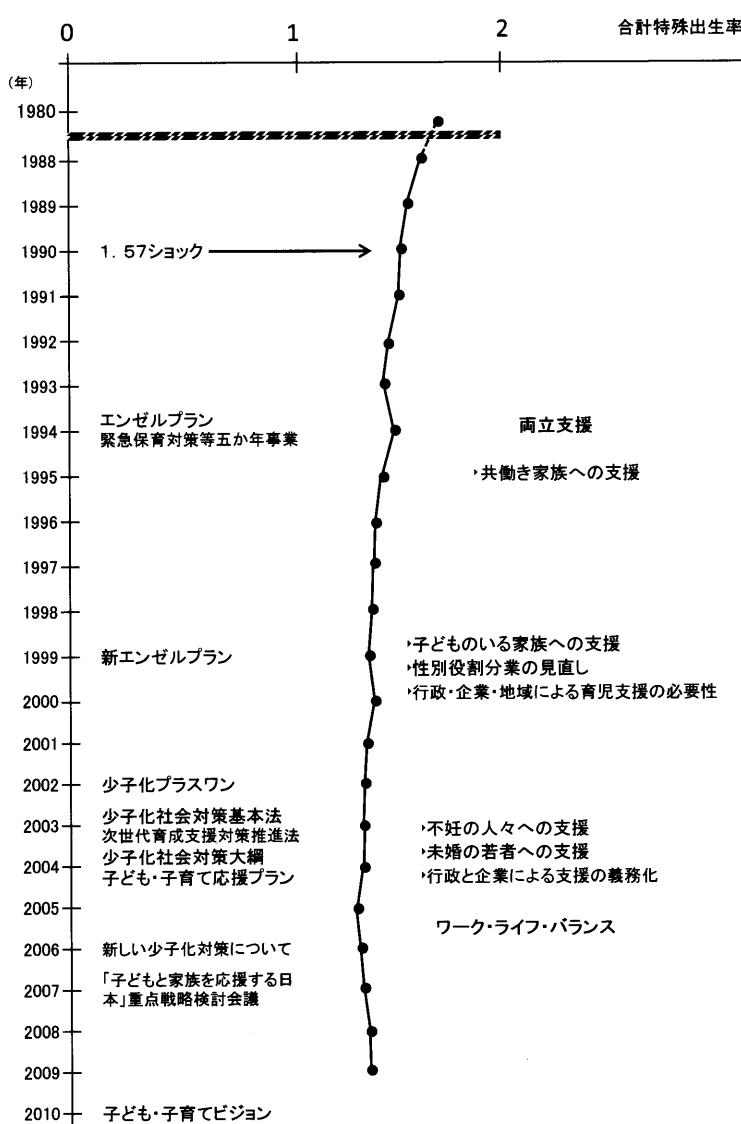


図1. 子育て支援施策の流れと合計特殊出生率の推移

出所) 田間泰子：現代日本の子育て支援 医学書院 p214 2008を一部改編して掲載

ページ、相談機関や団体の情報紙等、子育てに関する情報が氾濫しているばかりでなく、地域や個人によって情報の偏りがある。親にとって、これら多くの情報を適切に取捨選択し、自分が抱える問題に相応しい機関の窓口にたどり着くのは、きわめて至難の業であり（アクセスの問題）、子育て支援が有効に活用されていない。

従って、今までのところ、施策による子育て支援はすべての子どもや親、家庭が利用できるまでのしくみには到っておらず、子育て支援体制の拡大と充実を実感するには、利用者にとっても、サービス提供者にとってもいまだ困難な状況である。

2) 子育て支援施策の課題

現在の施策の問題点を踏まえると、次のような課題が挙げられる。

- ①子育て支援制度の地域格差の解消
や周知度を上げるための方策の検討
- ②一人ひとりのワーク・ライフ・バランスと調和する子育て支援策の具体的検討
- ③親が親として育つように支援する、また親の人生そのものを支援する
- ④親のネットワークをつくり地域の教育力・問題解決能力を高める
- ⑤子育てしやすい街や社会をつくるつまり、子育てに問題があるかどうかにかかわりなく、乳幼児期から思春期までのすべての親子が対象である。そして、何か問題があった場合に社会的な支援が提供されるが、それは地域を基盤とした親と周囲の人々との相互的な子育て人間関係によるのである。

特に親と周囲の人々との相互的な人間関係による社会的支援の提供について、実際に子育て上の問題を抱えていてもそれを問題と認識しない親や、希薄な人間関係による社会性の乏しいひきこもり親子、過干渉・過保護な親、クレイマー親といった自己中心的な世界を生きる親の場合、周囲と接点を持ち、信頼できる人間関係を構築するのは難しい。また、問題に気づいていてもどこへ相談に行くべきかがわからない親も周囲との接点が見つけ出せずに悩んでいる。

このような場合にもっとも必要とされるのが、親と周囲の人々との仲立ちとなって両者をつなぐ子育てコーディネーターである。子育てコーディネーターは、自分から相談できない親に対して、地域で孤立している子どもや家庭の問題を顕在化させ、早期に対応し、必要な機関や施設、相談員に情報を的確に伝え、適切な相談機関へと積極的に働きかけながら、親と必要な社会資源をつなぐ橋渡し機能としての役割を担っている。その際、子育てコーディネーターには親との間に対話を基本とした信頼関係を確立させながら、根気強く子育て支援に関わっていくことが求められる。

従って、現在の子育て支援体制の効果を上げるために、保育士を子育てコーディネーターの専門家として養成することが、目下の急務の課題であろう。

5. 子育て支援の方向性

今後の子育て支援の具体的な方向性を考えると、次の三つが挙げられる。

- ①利用者の主体性や参加の重視
- ②総合的な支援の展開
- ③地域に根ざした支援の展開

①利用者の主体性や参加の重視に関して、参加には多様な形態がある。例えば、すでに企画されているサービスを利用するもの、親が自ら企画・運営するものがある。子育て支援に求められているものは、サービス供給に利用者の声をいかに反映させるかという点にある。つまり、利用者は単なるサービスの受け手でなく、そのような支援を受けながらも、自らが主体的に参加していくことが期待される。

②総合的な支援の展開に関して、利用者自身を含めた多様な機関の連携によるサービスの展開には、サービス供給主体の多様化と供給主体の間の連携が必要である。また、単一の供給主体が多機能化することでこのような対応を図ることも考えられる。

③地域に根ざした支援の展開に関して、子育て支援はきわめて地域性の高いサービスであり、地域社会のなかに子育て文化をつくる、いわゆるコミュニティづくりの意味をもつ。子育て家庭、地域社会の住民、さらに子育て支援を含む、公私の社会資源がお互いに共同しつつ地域による支援づくりを総合的に展開していくなかで、ともに成長することが子育て支援サービスの大きな目標である。

以上が、子育て支援サービスをつくるときの基本的な考え方となるであろう。これらを踏まえた地域での子育て支援の具体的手段は、大きく2つに分けられる。1つは、家庭において親や家族が子育てを行う中で、状況に応じて、保育園・幼稚園、学校、病院、療育センター、学童保育、遊び場を提供する児童館等の施設の物的資源が存在する。そこで継続的に関わる保育士や教諭、医師や看護師は、子育て中の親にとって身近で頼れる人的資源となる。近年、希薄になった近隣との関係を見直し、近所づきあいを復活させることも、子育ての応援者を増やしていく重要なポイントとなる。

また、日常的に気軽に利用できる子育て支援活動

の場として、地域子育て支援センター、つどいの広場、ファミリーサポートセンター、保健所・保健センター、NPO等が挙げられる。

2つめは、児童相談所、警察等の機関があり、家庭内暴力や虐待等、何らかの問題が発生した場合に利用される。しかしながら、これらの機関は、子どもや親が直面する問題が法的措置といった厳しい対応を求められることもあり、よほど事態が深刻でない限り利用が難しい。

6. おわりに

本稿では、日本における子育て支援の施策が、少子化の進行、および子育て環境の変化などを背景として、状況に相応した、また未来をみすえて、検討と実行の流れを整理した。

あらためて子育てとは、子どもだけでなく親も含めて育てることが必要であり、さらに、個々の支援でのきめ細かな配慮が必要不可欠となっている。これから子育て支援は、家庭における子育て支援から社会全体視野に入れた家庭支援へと展開し、親子のウェルビーイングを社会で保障する必要がある。そして、そのなかで子育て支援者だけでなく、親自らも近隣や専門機関等を信頼し、子どもの健やかな成長と発達につながる子育てを実践する責任と義務を担っていることを自覚することが望まれる。

現代の日本において、明日の社会の担い手である子どもたちを健やかに成長させるためには、すべての者にわかりやすいぶれることのない政治、政策による長期的子育て支援施策の検討と実行と一層の充実が求められる。

参考文献

- 1) 白井千晶、岡野晶子、子育て支援制度と現場よりよい支援への社会学的考察、新泉社、(2009)。
- 2) 金山美和子、中條美奈子、荻原佐和子、地方発みんなでつくる子育て支援上越市マミーズ・ネットの挑戦、子どもの未来社、(2010)。
- 3) 牧野カツコ、渡辺秀樹、船橋恵子、中野洋恵、国際比較にみる世界の家族と子育て、ミネルヴァ書房、(2010)。
- 4) 中谷奈津子、「子育て支援のニーズと課題」教育と医学、慶應義塾大学出版会、p21-29(2010. 5)。
- 5) 犀地勝人、進藤啓子、田中麻里、家庭・地域の

子育てと社会的養護，ナカニシヤ出版，p33-51
(2010)。

- 6) 山下由紀恵，三島みどり，名和田清子，「子育て支援」の新たな機能を学ぶ，ミネルヴァ書房，(2009)。
- 7) 田間泰子，「現代日本の子育て支援」母子の心理・社会学，医学書院，p213-222 (2008)。
- 8) 星野政明，川出富貴子，三宅邦建，子どもの福祉と子育て家庭支援，(株)みらい，(2008)。
- 9) 柏女靈峰，子育て支援と保育者の役割，フレーベル館，(2005)。
- 10) 米澤好史，子育てと子育て支援のあり方に関する心理学的考察，和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 No14，(2004)。
- 11) 松藤素子，「子育て支援の政策の現状と課題」教育と医学，慶應義塾大学出版会，p12-21 (2001. 11)。
- 12) 内閣府 少子化社会白書(平成18年度版)，ぎょうせい，(2006)。
- 13) 国立社会保障・人口問題研究所，平成14年我が国夫婦の結婚過程と出生力，厚生統計協会，(2004)。